



医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 国際科学技術協力プログラム（SATREPS）

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

SATREPS令和 8 年度公募について

AMED説明資料

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）国際戦略推進部

本日の説明内容

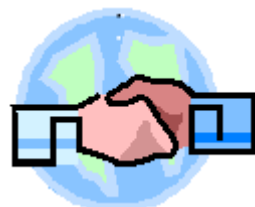
- プログラムの概要
- 令和8年度公募の概要
- 応募について
- 審査について
- 応募における留意点
- 令和8年度公募における主な変更点
- 応募提案書雛形を用いた詳細説明

プログラムの概要

SATREPSとは



外交手段としての
科学技術



日本の科学技術を発展
させる手段としての
外交

**連携の高度化・
相乗効果**

**日本の優れた科学技術とODAの連携による
地球規模の課題解決に向けた国際共同研究**

SATREPSの研究分野



感染症

環境・エネルギー

研究領域「地球規模の環境課題の解決に資する研究」

環境・エネルギー

研究領域「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に関する研究」

生物資源

防災

* 平成27年4月1日より感染症分野はAMEDに移管

SATREPSの目的

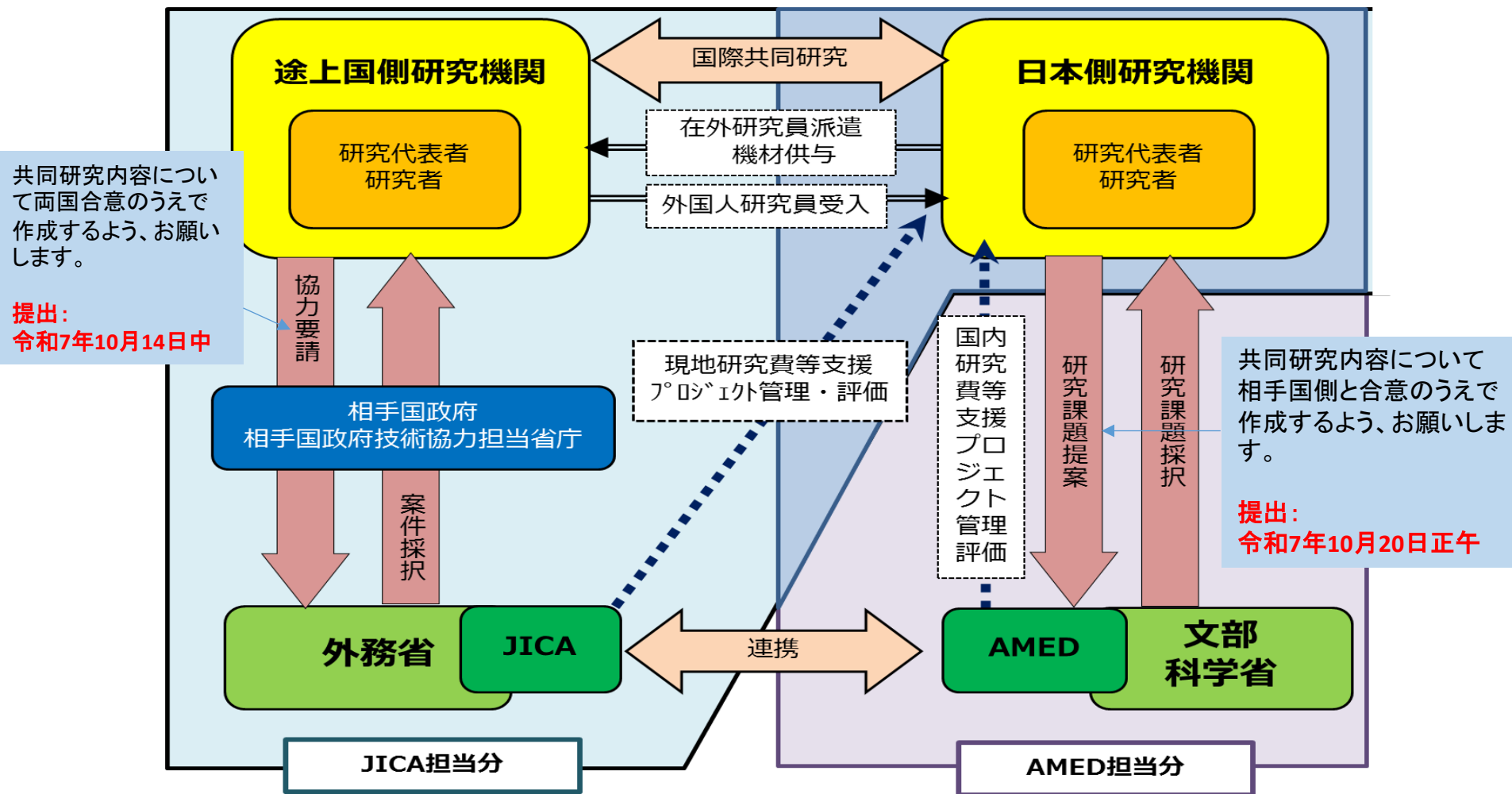
- 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
- 地球規模課題解決のための新たな技術の開発・応用および科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得
- キャパシティ・ディベロップメント※



将来的な社会実装の構想が求められます

※ 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成

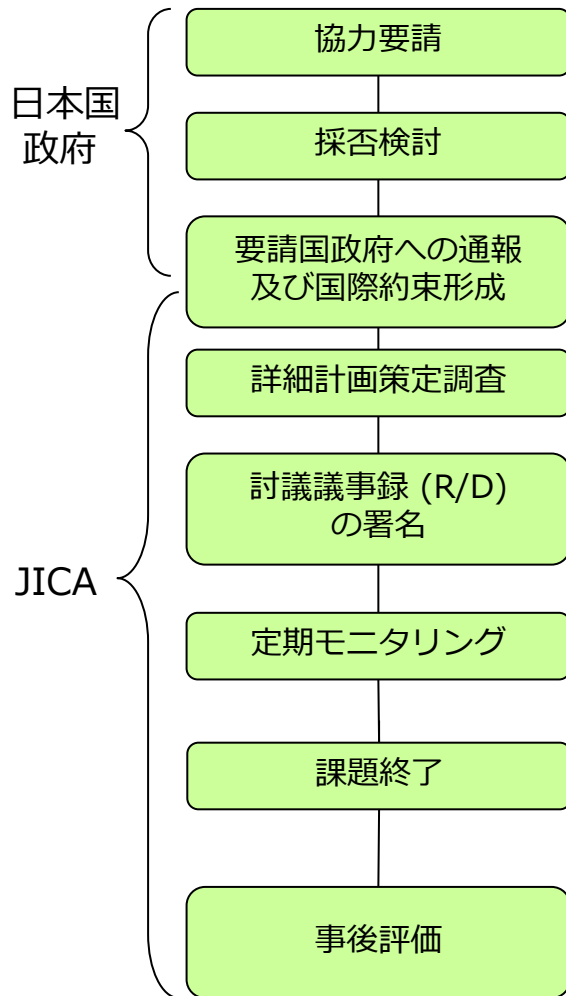
SATREPSの実施体制図



SATREPSプロジェクトの流れ

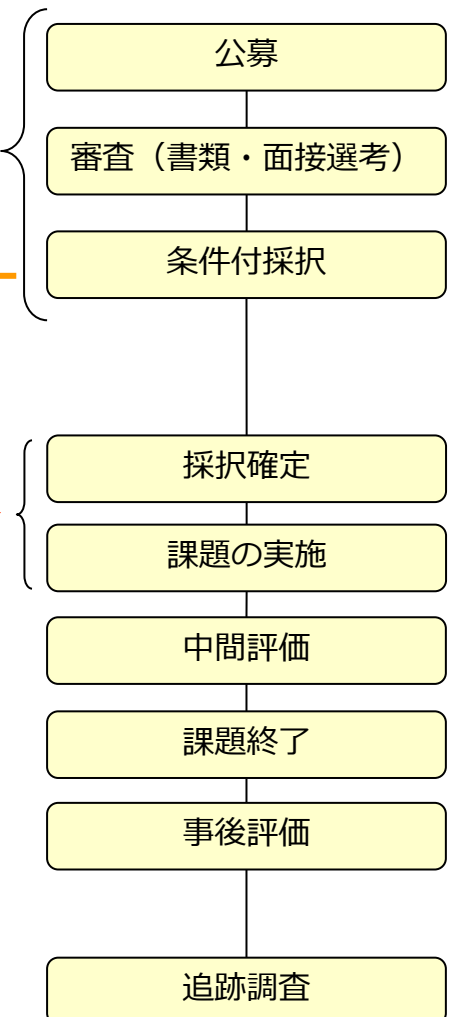


JICA 技術協力プロジェクトの枠組み



研究代表者はJICAの詳細計画策定調査に参加し、相手国政府及び相手国実施機関との計画について協議を行う。その結果、**R/D (Record of Discussions)**をJICAと相手国実施機関が署名する。また、これと平行し機関間での**合意文書 (CRA等)**が署名される。

AMED競争的研究資金の枠組み



研究期間の考え方



研究経費の考え方



表 1. AMED と JICA の経費で執行可能な経費の分類
(●：執行可能、▲：条件付きで執行可能、空：執行不可)

経費	AMED	JICA
A:日本国内での研究費	●	
A:相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	● *1	
B:相手国内での活動費	▲ *2	● *3
B:相手国側からの渡航旅費	▲ *4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲ *5	●

- *1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。
- *2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費など、相手国において JICA が負担できない経費のうち AMED 委託研究開発費で負担可能なものに限りします。
- *3 相手国内での活動費には、日本側研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。
- *4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の渡航に限りします。
- *5 学生、外部専門家等、JICA 専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限りします。なお、企業等が研究代表機関となり応募される場合には、経費の執行区分が上記と異なる場合がありますので、あらかじめ AMED/JICA に確認してください。

令和 8 年度公募の概要

令和 8 年度公募について



この公募は、令和 8 年度予算が成立した後に執行する研究開発課題を公募・選考するものですが、本プログラムは政府開発援助（ODA）事業との連携によって実施するものであり、相手国機関との調整に時間を要することから、できるだけ早く研究を開始するために、予算成立前に行うものです。したがって、**予算成立の内容及び予算成立額に応じて、研究領域の内容、委託研究開発費、採択件数等に変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合があることをあらかじめ了承ください。**なお、研究提案に当たっては、相手国への渡航制限等の支障がないか確認し、相手国の状況を十分に考慮した研究計画としてください。

SATREPSの分野・期間・予算規模



D

分野 公募研究開発課題名	研究開発費の規模 (間接経費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規採択 課題 予定数
感染症分野 「開発途上国の二重 を踏まえた感染症対策 研究」	1課題あたり年間 24,615千円（上限） (最終年度： 15,384千円/年) (暫定期間： 5,000千円/年)	令和9年4月 (予定) から 3～最大5年間 (令和8年度に、 研究準備のための 暫定期間※をおく)	0～2課題 程度

(注1) AMEDによる委託研究開発経費は、間接経費30%を計上した場合1課題あたりの額は以下になります。

32,000千円上限 / 年

(最終年度 20,000千円上限 / 年)

(暫定期間 6,500千円上限 / 年)

(注2) JICAによるODA技術協力経費は以下の通りです。

上限3億円/5年間、上限2.4億円/4年間、上限1.8億円/3年間

(間接経費無しの場合)

※暫定期間：研究代表者がJICA詳細計画策定調査に参加し、相手国政府および相手国実施機関との計画について協議を行い、その結果、R/D (Record of Discussion) にJICAと相手国実施機関が署名するなど、研究開始のための準備期間

公募から暫定研究開発期間開始までの スケジュール



応募受付

令和7年8月19日（火）～ 令和7年10月20日（月）
正午【厳守】※1

※1 締め切りを過ぎた場合には一切受理できませんので、十分余裕をもってe-Rad登録をお願いします。

書面審査※2

令和7年11月上旬 ～ 令和8年1月下旬（予定）

※2 必要に応じて追加書類を求めることがあります。

ヒアリング審査 ※3

令和8年3月2日（月）（**対面実施**）（予定）

※3 ヒアリングを実施する場合は、対象課題の研究開発代表者に対して、原則としてヒアリングの1週間前までに電子メールにて連絡します（ヒアリング対象外の場合には、この連絡はしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。

審査結果通知

令和8年4月中旬（予定）

暫定期間開始 令和8年5～6月頃

R/D・CRA締結 令和9年2月末

※3 ヒアリング審査の対象者は原則として研究開発代表者とします。ヒアリング審査の日程は変更できません。

研究開発開始

令和9年4月（予定）

応募について

応募資格者



- 本事業の応募資格者は、国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる研究場所とし、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者（研究開発代表者）とします。
- 特定の研究機関等に所属していない、もしくは日本国外の研究機関等に所属している研究者にあっては、研究開発代表者として採択された場合、契約締結日又は令和8年6月1日までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能であれば応募できます。当該国際共同研究の研究開発代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが応募者の要件です。ただし、契約締結日又は令和8年6月1日までに要件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。
- 分担研究機関については、研究開発分担者の主たる研究場所となるものであり、国内の研究機関等であることが原則です。海外で研究活動をする場合には、内容についてAMEDと契約時に必要な条件に適するか確認が必要になります。分担研究機関は、代表研究機関と再委託研究開発契約を締結します。
- 日本側の研究参加者は、日本国内の研究機関に所属していることが要件です。日本国でも相手国でもない第三国の機関とは共同研究はできません。また、第三国の機関にのみ所属する研究者は共同研究の参加者にはなれません。第三国に所在する研究機関に所属する研究者が参加する場合には、研究参画機関（研究開発代表機関を含む）での身分（客員研究員等）を有し、その所属機関の管轄下である事が必須です。

詳細は、公募要領「3.1 応募資格者」をご参照ください。

研究開発提案書について



No.	必須 /任意	必要な 提案書類	備考
1	必須	(様式1) 研究開発提案書	
2	必須	(別紙1) 研究項目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について	
3	必須	(別紙2) 成果目標シート	
4	必須	(別紙3) 機関長からの承諾書 (公印省略可)	
5	任意	(別紙4) 企業などの構想 (代表印省略可)	
6	必須	(別紙5) 提案に当たっての調整状況の確認	
7	該当する 場合は 必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式	ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合
8	該当する 場合は 必須	財務状況資料 ・財務スコアリング ・直近3年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書) ・資金繰り表	研究開発代表者の所属機関がスタートアップ企業等の場合は、必須

* 感染症分野の提案書の雛形はAMEDの[令和8年度公募様式](#)を使用ください。

研究開発提案書について



- 研究提案書は、府省共通研究開発管理システム（e-rad）で提出ください。
<http://www.e-rad.go.jp/>
- （ i ）研究者による応募申請の提出、（ ii ）研究機関事務代表者によるご承認が必要です。
- 受付期間終了時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

申請状況	申請の種類（ステータス）の表示
応募申請後	申請の種類（ステータス）が「研究機関処理中申請中」となります。この表示は研究機関による承認が未済の状態を意味します。（研究開発代表者から所属機関にe-Radで申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続を必ず行ってください。）
研究機関の承認の手続が完了後	申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中申請中」となります。
配分機関「AMED」が受理	申請の種類（ステータス）が「受理済」となります。

- 日本側の研究代表者の所属機関の機関長からの承諾書（別紙3）の提出が必要です。
 - ※ 所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。
- 必要な全様式の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し、以後の審査は行いません。

e-Radにおける安全保障貿易管理対応について（１）



- SATREPSは、安全保障管理の要件化対象です。安全保障貿易管理の設
問において「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」を
登録する必要があります。
- 研究代表者が研究参画機関すべての輸出・技術提供予定の有無を取りま
とめ、輸出・技術提供予定ありの研究機関があれば、輸出・技術提供予定
「あり」と登録してください。

安全保障貿易管理

本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募で、所属する研究機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、以下の質問に回答してください。
(該当の場合は、本応募画面上部に、本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募である旨のメッセージが表示されています。)

安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

「本公募を通じて取得した(する)貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
又は、既に保有するリスト規制に該当する貨物・技術について、本事業において輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国内での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答して、所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が、未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10
第1項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までの整備が必要です。また、契約時まで、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する
旨の誓約書の提出が必要です。(体制整備状況及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。)

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無



☐ あり

☒ なし

e-Radにおける安全保障貿易管理対応について（２）



「安全保障貿易管理」で「あり」を選択された場合、次項の「研究組織」に記された「研究代表者」と「研究分担者」が属する研究機関においてはe-Rad「研究機関情報」の「安全保障貿易管理体制の整備」にて、整備状況をご確認ください。

「未整備」を選択している、もしくは「整備中」を選択し、所定の「安全保障貿易管理の体制を整備することの誓約書」をアップロードしていない機関とは、採択されても委託研究契約を締結することが原則できません。

別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」の「安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」をご一読ください。

なお、誓約書のフォーマットは以下のリンクから入手ください。

https://www.e-rad.go.jp/dl_file/20240131_AnzenhoshoSeiyakusyoFormat.docx

ODA要請書について



- 相手国政府より技術協力プロジェクトの協力要請の提出が必要です。
(協力要請の外務省（本省）到着締め切りは、日本側での研究提案の締め切りより早く、**令和7年10月14日（火）中**です。)
- ※ **締め切り日までの提出が選考の要件となります。**
- ※ 外交的な配慮から一力国からの要請数を最大12件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うこととなります。
- 協力要請の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し以後の審査は行いません

審査について

審査方法

公募要領「5.1 審査方法」

- 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMEDの「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。
- 審査は、AMEDに設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- （参考）外務省/JICAは主にODAの観点から提案書の確認を行い、ODA評価コメントを作成します。課題評価委員会は本情報を参考にし、評価を行います。ODAの観点も「審査項目と観点」に含まれています。

審査項目と観点

公募要領「5.1.2 審査項目と観点」

- 事業趣旨等との整合性
- 科学的・技術的な意義及び優位性
- 計画の妥当性
- 実施体制
- 所要経費
- 社会実装の計画と実現可能性
- 相手国のニーズ、ODA方針への合致
- 継続的発展の見通し

審査項目と観点

公募要領「5.1.2 審査項目と観点」



(A) 事業趣旨等との整合性[※]

- ・ 事業趣旨、目標等に合致しているか[※]
- ・ 地球規模課題の解決及び科学技術の向上に資するか[※]
- ・ 相手国において、課題解決のための研究開発の実施及び研究者の能力向上に対するニーズが高いものであるか[※]
- ・ 共同研究の成果は当該相手国をはじめ、広く社会に還元する社会構想を有するか[※]

(B) 科学的・技術的な意義及び優位性[※]

- ・ 現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか[※]
- ・ 独創性、新規性、革新性を有しているか[※]
- ・ 医療分野の進展に資するものであるか[※]
- ・ 新技術の創出に資するものであるか[※]
- ・ 社会的ニーズに対応するものであるか[※]
- ・ 医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか[※]
- ・ 地球規模課題解決のための新たな技術の開発及び科学技術水準の向上につながる研究課題であるか[※]
- ・ 日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展あるいはその技術の有効性の検証に相手国の貢献が見込まれるか[※]
- ・ 日本の科学技術の相手国及び世界への効果かつプレゼンス向上が見込まれるか[※]

(C) 計画の妥当性[※]

- ・ 全体計画の内容と目的は明確であるか[※]
- ・ 計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか[※]
- ・ 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか[※]
- ・ 相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しているか[※]
- ・ 相手国研究機関との共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画（資金計画も含む）があるか。また、プロジェクト期間内に実施可能な内容であるか[※]
- ・ 予算計画経費の内訳、支出計画は妥当であるか[※]
- ・ 研究開発代表者および共同研究者の渡航計画は、研究推進のために十分な相手国への滞在が計画されているか[※]

(D) 実施体制[※]

- ・ 研究代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか[※]
- ・ 十分な連携体制が構築されているか[※]
- ・ 研究代表者等のエフォートは適切であるか[※]
- ・ 不合理な重複／過度の集中はないか[※]
- ・ 研究開発代表者はリーダーシップを発揮し、他の研究機関や相手国側研究機関と研究推進に係る調整ができるか[※]

- ・ 研究開発代表者は JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い熱意および相手国の社会的ニーズを理解しようとする意欲を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できるか[※]
- ・ 日本側及び相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っているか[※]
- ・ 日本側研究者は、研究期間中に必要な頻度及び期間で相手国において滞在、研究ができるか[※]
- ・ 相手国側研究機関が他のプロジェクトに過剰な労力を取られず、実施体制が確保できるか[※]
- ・ 研究計画実施に必要な相手国側研究機関の負担事項（インフラ整備、予算確保、必要な機関の巻き込み）について十分に担保されているか[※]
- ・ 相手国側研究機関と交流実績は十分あるか、十分に調整されているか[※]

(E) 所要経費[※]

- ・ 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか[※]

(F) 社会実装の計画と実現可能性[※]

- ・ 研究成果を社会還元へ結びつけるための道筋（相手国側の活動の道筋や他地域・市場への普及の道筋）が具体的かつ明確であるか[※]
- ・ 社会実装・普及の主体となりうる相手国側公的機関や民間企業等の参加を検討しているか[※]
 - ※ 特に、相手国側研究機関以外が社会実装に関わる必要が認められる場合（「市場型」であれば、民間企業、経済・産業分野担当省庁等、「行政サービス型」であれば、制度を管轄する省庁等）、それら機関を含めて考えられているか[※]
 - ※ 社会実装を担う相手国側の（特に若手の）人材育成計画が立てられているか。社会実装を担う関係機関自体の能力（行政への発言力、資金の確保等、自主的なプロジェクト実施能力等）の強化がなされる計画となっているか[※]

(G) 相手国のニーズ、ODA 方針への合致[※]

- ・ 相手国に、地球規模で取り組むべき課題に関する明確なニーズがあるか[※]
- ・ 取り扱うテーマは先方政府において優先度が高いものか先方政府側の政策優先課題や現地の状況が提案内容に適切に反映されているか[※]
- ・ 相手国に対する日本の ODA 方針に沿っているか[※]
- ・ 活動地域の安全・治安上の問題はなく、研究計画の実施は可能か[※]

(H) 継続的発展の見通し[※]

- ・ 日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあるか[※]
- ・ 日本の若手研究者の育成、および相手国側研究者の人材育成は見込まれるか[※]
- ・ プロジェクト目標や将来的な上位目標の達成に向けて必要となる、相手国側の人材育成や組織能力向上に係る計画が含まれているか[※]

応募における留意点

留意点(1)



医療行為・臨床研究について

(公募要領「1.1.7.4 相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い」)

- SATREPS事業では、令和2年度の応募から共同研究に相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為を伴う提案を試行的に選考の対象としています。ただし、該当する提案は公募要領に定める諸要件に則ることが求められ、医療行為実施の適否はコンサルテーションの結果を踏まえJICAが判断します。また、日本と相手国以外の第三国の国籍を有する研究員による医療行為は原則実施不可とします。なお、相手国における治験等を伴う共同研究については、従来と変わらず、SATREPS事業では対象としません。
- SATREPS事業において対象外となる「治験等」について
 - 企業或いは医師主導による治験だけでなく、対象国において未承認或いは未適応の医薬品等を使用した研究者による臨床研究（日本の臨床研究法では「特定臨床研究」に該当）も含みます。医薬品等とは、医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医療機器、再生医療等製品。日本の臨床研究法については以下を参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>
- 応募前に必要なJICAとの事前コンサルテーションについて
 - コンサルテーションを受けずに提出された提案は、採択後その医療行為の部分について実施が認められない場合があります。
- なお、研究開始後に、医療行為を含む研究計画へ変更する必要がある場合には、JICA及びAMEDへご連絡ください。原則は応募時点でのコンサルテーションが必須ですが、実施中に生じた真にやむを得ない変更としてAMED及びJICAの承諾が得られた場合のみ、変更が可能です。研究計画変更の可否はAMEDのPS、POが判断し、医療行為の可否はJICAが判断します。

医療行為に関連し、JICAとの事前コンサルテーションを希望される場合には、以下にご連絡ください。

窓口: gpgsd@jica.go.jp

件名: 「SATREPS医療行為に関する事前コンサルテーション」

留意点(2)



R/D・MOUの署名について(公募要領「1.1.5 SATREPSの主な流れ」)

但し、条件付採択年度末(令和9年2月末)までにR/D・CRAの署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しがなく、R/D・CRA不成立とみなされた場合は、研究開発課題の条件付採択決定後や暫定期間における委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。暫定委託研究契約に基づくAMEDからの委託研究開発費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おきください。もし署名の遅れの原因が国際情勢(クーデター等)など研究者及び研究機関の責任によるものではない場合、令和9年度の委託研究開発契約締結について一旦保留し、R/D・CRAの署名期間を令和10年2月末まで延長します。令和10年2月末までにR/D・CRAの署名がなされない場合、研究開発課題の採択を取り消すこととします。

2.3.1 研究内容

「単なるスクリーニングをメインとする創薬研究テーマの提案は対象外とします」

留意点(4)



2.2.3 留意事項

【地域バランスおよび対象国について】

- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。
- アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした提案を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、その観点を含む取組を期待します。後発開発途上国では研究活動の持続性を確保するため、JICA等の技術協力や研究提案者によるSATREPS事業終了後の活動計画など、中長期的な支援が必要な場合が多くあります。そこで、後発開発途上国を対象とした提案では、その提案時において中長期的支援が存在することが望まれます。

【研究実施体制について】

- 若手研究人材育成の重要性に鑑み、若手研究者を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を歓迎します。
- ダイバーシティー推進の一環として、女性研究者からの提案、または女性研究者の研究チームへの多数の参画を歓迎します。

公募要領

2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について
課題申請時に規定されていた予算上限を超えていた場合は不受理とします。

提案書様式

7. 各年度別経費内訳

(1) 国内

(単位：千円)

大項目 [△]		中項目 [△]	R7 [△] 年度 [△] 暫定期間※	R8 [△] 年度 [△] 1年目 [△]	R9 [△] 年度 [△] 2年目 [△]	R10 [△] 年度 [△] 3年目 [△]	R11 [△] 年度 [△] 4年目 [△]	R12 [△] 年度 [△] 5年目 [△]	計 [△]
直接 [△] 経費 [△]	1. 物品費 [△]	設備備品費 [△]		△		△	△	△	△
		消耗品費 [△]	△	△	△	△	△	△	
	2. 旅 費 [△]	旅 費 [△]	△	△	△	△	△	△	
	3. 人件費 [△] ・謝金 [△]	人 件 費 [△]	△	△	△	△	△	△	
		謝 金 [△]	△	△	△	△	△	△	
	4. その他 [△]	外 注 費 [△]	△	△	△	△	△	△	
		そ の 他 [△]	△	△	△	△	△	△	
	小 計 [△]			△	△	△	△	△	△
間接経費 [△] (上記経費の 30%目安) [△]			△	△	△	△	△	△	
合 計 [△]			上限額 6,500 [△]	上限額 32,000 [△]	上限額 32,000 [△]	上限額 32,000 [△]	上限額 32,000 [△]	上限額 20,000 [△]	△

令和 8 年度公募における 主な変更点

令和 8 年度公募における主な変更点は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

[令\[https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00109.html\]\(https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00109.html\)](https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00109.html)

全体として

- 第Ⅰ部、第Ⅱ部の2部構成にし、記載順を変更しました。

第Ⅰ部

- 第1章 事業の概要
- 第2章 公募対象課題
- 第3章 応募要項
- 第4章 提案書類
- 第5章 審査
- 第6章 情報の取扱

第Ⅱ部

- Ⅱ-第1章 提案書類の入手・提出に関する補足
- Ⅱ-第2章 採択に関する補足
- Ⅱ-第3章 契約締結における注意事項
- Ⅱ-第4章 経理処理における注意事項
- Ⅱ-第5章 研究開発における注意事項
- Ⅱ-第6章 研究開発成果における注意事項
- Ⅱ-第7章 不正行為等への対応
- Ⅱ-第8章 次世代人材育成の推進

公募要領「2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等」

公募要領に以下が追記されました。

研究開発体制に含む疫学専門家は、日本疫学会や日本臨床疫学会、日本薬剤疫学会等の学会の専門家（認定）制度による認定資格を有することや、それらに準ずる専門的な知識や経験があることが望ましい。

提案書様式に以下の質問が追記されました。

疫学専門家の専門性について

- ① 関与する疫学専門家の職歴（研究歴）
- ② これまでに関与した研究の内容と担った役割（具体的に）
- ③ 専門資格の有無 ☐有（以下より選択ください。） ☐無
 - ☐日本疫学会 疫学専門家認定制度
（☐上級疫学専門家 ☐疫学専門家）
 - ☐日本臨床疫学会 疫学専門家認定制度
（☐臨床疫学卓越専門家 ☐臨床疫学上席専門家
☐臨床疫学認定専門家）
 - ☐日本薬剤疫学会 認定薬剤疫学家制度（認定薬剤疫学家）
 - ☐その他
（上記以外の資格等： ）

2.3.2 対象とする国（共同研究相手国）

（別添1）地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国・地域

■ SATREPS 対象国として、イラン・イスラム共和国を削除しました。

◆ 別添1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国・地域

No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等
1		インド	36		アルジェリア民主人民共和国	81		アルゼンチン共和国
2		インドネシア共和国	37		アンゴラ共和国 *	82		アンティグア・バーブーダ
3		カンボジア王国 *	38		ウガンダ共和国 *	83		ウルグアイ東方共和国
4		スリランカ民主社会主義共和国	39		エジプト・アラブ共和国	84		エクアドル共和国
5		タイ王国	40		エスワティニ王国	85		エルサルバドル共和国
6		ネパール *	41		エチオピア連邦民主共和国 *	86		カイアナ共和国
7		パキスタン・イスラム共和国	42		エリトリア国 *	87		キューバ共和国
8		バングラデシュ人民共和国 *	43		ガーナ共和国	88		グアテマラ共和国
9		ラオス人民民主共和国 *	44		カーボベルデ共和国	89		グレナダ
10		フィリピン共和国	45		ガボン共和国	90		コスタリカ共和国
11		ブータン王国	46		カメルーン共和国	91		コロンビア共和国
12		ベトナム社会主義共和国	47		ガンビア共和国 *	92		ジャマイカ
13		マレーシア	48		ギニア共和国 *	93		スリナム共和国
14		モルディブ共和国	49		ギニアビサウ共和国 *	94		セントクリストファー・ネイビス
15		モンゴル国	50		ケニア共和国	95		セントビンセント及びグレナディーン諸島
16		ラオス人民民主共和国 *	51		コートジボワール共和国	96		セントルシア
17		トルコ共和国	52		コモロ連合 *	97		チリ共和国
18		パレスチナ	53		コンゴ共和国	98		ドミニカ国
19		ヨルダン	54		コンゴ民主共和国 *	99		ドミニカ共和国
20		レバノン共和国	55		サントメ・プリンシペ民主共和国 *	100		トリニダード・トバゴ共和国
21		アゼルバイジャン共和国	56		ザンビア共和国 *	101		ニカラグア共和国
22		アルバニア共和国	57		シエラレオネ共和国 *	102		パナマ共和国
23		アルメニア共和国	58		ジブチ共和国 *	103		パプアニューギニア共和国
24		ウズベキスタン共和国	59		ジンバブエ共和国	104		パラグアイ共和国
25		カザフスタン共和国	60		セーシェル共和国	105		パレバドス
26		キルギス共和国	61		赤道ギニア共和国	106		ブラジル連邦共和国
27		コンゴ共和国	62		セネガル共和国 *	107		ペリウ
28		ジョージア	63		タンザニア連合共和国 *	108		ベネズエラ共和国
29		セルビア共和国	64		チュニジア共和国	109		ボリビア多民族国
30		タジキスタン共和国	65		トーゴ共和国 *	110		ホンジュラス共和国
31		トルクメニスタン	66		ナイジェリア連邦共和国	111		メキシコ合衆国
32		ボスニア・ヘルツェゴビナ	67		ナミビア共和国	112		千里ノ島共和国 *
33		北マケドニア共和国	68		ブルンジ共和国 *	113		クック諸島
34		モルドバ共和国	69		ベナン共和国 *	114		ザンビア共和国
35		モンテネグロ	70		ボツワナ共和国	115		ソロモン諸島 *
			71		マダガスカル共和国 *	116		ツバル *
			72		マラウイ共和国 *	117		トンガ王国
			73		南アフリカ共和国	118		ナウル共和国
			74		モザンビーク共和国 *	119		ニウエ
			75		モーリシャス共和国	120		バヌアツ共和国
			76		モーリタニア・イスラム共和国 *	121		バブアニューギニア独立国
			77		モロッコ王国	122		パラオ共和国
			78		リベリア共和国 *	123		フィジー共和国
			79		ルワンダ共和国 *	124		マーシャル諸島共和国
			80		レソト王国 *	125		ミクロネシア連邦

3.1 応募資格者

■ 下線部分を追記しました。

- ✓ また、AMED ではスタートアップ企業等を「中小企業※の内、設立 10 年以内」と定義し、応募時や採択時、研究進捗確認時に、財務状況の健全性を確認していきます。※中小企業の定義は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）の定めるところによります。
- ✓ （１）（Ｆ）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条に規定する地方独立行政法人及びその他特別の法律により設立された法人
- ✓ （６）スタートアップ企業等については、財務状況の健全性が確認できること。（審査時に財務状況が著しく脆弱と判断されると不採択となる場合があります。また、課題が採択された後に、財務状況が著しく脆弱で委託研究開発契約の履行能力がないと判断されると、契約締結できない場合があります。）

応募に必要な提案書類



4.1.1 応募に必要な提案書類

■ 下記部分を追記しました。

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
8	該当する場合は 必須	財務状況資料 ・ 財務スコアリング※ ¹ ・ 直近3年分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) ・ 資金繰り表※ ²	研究開発代表者の所属機関 がスタートアップ企業等の 場合は、必須

※1 財務スコアリングは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が提供する登録不要の無料診断「経営自己判断システム」をご活用ください。なお、すでに他の機関による財務診断等を受けている場合は、その結果を提出いただくことでも結構です。

経営自己判断システム：<https://k-sindan.smrj.go.jp/>

※2 資金繰り表には AMED として様式の指定はありません。なお、必要に応じて参考にしただけのよう、今回初めて作成する企業向けに参考様式を公開していますが、必ずしもこのフォーマットに従う必要はありません。

参考様式：https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html

提案書類の様式及び作成上の注意



公募要領「5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意」

- 提案書基本様式は和文です。
- 研究課題名(英語)ルール:
 - (i) The Project forから始まる **課題名**にすること
(例: The project for Climate Change・・・)
 - (ii) 課題名に「in国名」を入れないこと
 - (iii) 相手国からのODA技術協力プロジェクト名と同じ課題名にすること
- 研究課題名(日本語):
 - ✓ 応募時の課題名は採択後に変更できませんので、慎重に課題名設定をお願いいたします。

全ゲノム解析プロトコールの説明

AMED ゲノムデータ研究開発課



- AMEDは、政府の方針に基づき、様々なAMED研究課題で得られたヒト全ゲノムシーケンスデータを取りまとめて大規模なデータセットをつくり、研究開発に提供する基盤「AMEDデータ利活用プラットフォーム」の整備を進めています。
- 全ゲノムシーケンスデータの大規模解析には、個別のデータの解析プロトコルが揃っていることが、解析結果の精度に直接影響します。そのため、AMEDは、国費を投じて得られたデータを利活用した研究開発において精度の高い解析が可能となるよう、このプラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシーケンスデータには、政府の方針※に基づき以下の2点を求めています。

① 既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること

② ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であること

※厚生労働省 第2回「全ゲノム解析等実行計画」の推進に向けた検討会議（令和3年2月16日、資料1）
内閣官房健康・医療推進戦略本部 第8回ゲノム医療協議会（令和4年3月30日、資料3、参考資料3）

- 既にこのプラットフォームで共有予定となっているヒト全ゲノムシーケンスデータとは、現時点では、内閣官房健康・医療推進戦略本部の第5回ゲノム医療協議会（令和3年3月16日）参考資料3で示されたデータのことです。
- ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究とは、現時点では、英国のUK BiobankおよびGenomics Englandや、米国のAll Of Usなどの海外の大規模ゲノムデータリソースを用い、ゲノム医療研究で先行する欧米の研究機関と共同して実施するような研究を想定しています。

- AMEDは、この目的を達成するため、全ゲノムシーケンスの解析プロトコールが公募要領の「3.2.7 データシェアリングについて」に記載されている以下の**5つの要件**を満たしているか確認しています。

- ライブラリー作成（キット名、断片長等）
- シーケンス反応（キット名、リード長等）
- 解析装置の機種名（機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入）
- クオリティーコントロール（QC）の方法
- リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

※ 全ゲノムシーケンス解析

次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。

- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する研究課題は、所定の様式※ を提出することにより、解析プロトコールの各項目を示す必要があります。様式が提出されていない場合には応募申請は「不受理」となり、審査の対象となりませんので、提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については十分に注意してご判断ください。

※ ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式

ご不明な点がございましたら、
以下にお問い合わせください。

amed-satreps@amed.go.jp